

公告 第746号

組合規約の一部変更について

平成6年7月26日付 SCSK 健発第382号をもって、関東信越厚生局長宛に認可申請したところ、令和6年8月27日付関厚発0827第24号をもって認可があったので、公告する。

令和6年9月2日

SCSK健康保険組合
理事長 小林 良成

■組合規約 新旧条文対照表(別添)

以上

SCSK健康保険組合規約

新旧条文対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| 「略」 | 「略」 |
| <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> | <p>(準備金の保有方法)</p> <p>第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> |
| <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号の方法により保有しなければならない。</p> <p>2 削る</p> | <p>(準備金以外の積立金の保有方法)</p> <p>第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第11号の方法により保有しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職積立金については、その積立総額の2分の1に相当する額の範囲内で、組合の役職員が組合から支払いを受けることができる退職手当金の額に相当する額を限度として、住宅資金等に貸付ける方法により保有することができる。</p> <p>3 前項の住宅資金等の貸付方法は、組合会の議決を経て別に定める。</p> |
| 「略」 | 「略」 |
| <p>(公告の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、次の方法により掲示する。 組合の作成するホームページへの掲載</p> | <p>(公告の方法)</p> <p>第52条 この組合において公告しなければならない事項は、次の各号により掲示する。 (1) 組合の掲示板への掲示 (2) 組合の作成するホームページへの掲載</p> |
| 「略」 | 「略」 |
| <p>第67条 削る</p> | <p>(高額医療費貸付)</p> <p>第67条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及び被扶養者の高額医療費に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を行う。</p> <p>2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。</p> |
| <p>第68条 削る</p> | <p>(出産費貸付金)</p> <p>第68条 この組合においては、法第150条の規定により、被保険者及び被扶養者の出産に係る当座の窓口負担に充てるための資金の貸付事業を</p> |

附 則

この規約は、令和6年9月1日から施行する。

行う。

2 前項の資金の貸付事業に係る実施細目については、組合会の議決を経て別に定める。